

平成30年8月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

平成30年8月28日（火）午前9時30分から午前9時52分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委 員	菅原 順子
委 員	渡辺 正美
委 員	永井 武義

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷龜 博久
学校教育担当部長	宮林 英樹
教育総務課長	古清水 千多歌
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	石渡 誠一
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	麻生 ひろ美
歴史文化担当課長	立花 実
教育センター所長	本多 由佳里

5 会議書記

教育総務課総務係長 大澤 貴之

6 傍聴人

2人

7 議事日程

日程第1 前回・前々回議事録の承認

日程第2 教育長報告

----- ○ -----

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

日程第1 前回・前々回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】

日程第1、前回・前々回議事録の承認について、お願いいいたします。
初めに、7月定例会の議事録についてお願いいいたします。

○教育長及び全委員 承認

○教育長【鍛代英雄】

次に、8月臨時会議事録の承認について、お願いいいたします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】

続きまして、日程第2「教育長報告」をいたします。本日は4件でございます。

1件目は、「伊勢原市議会教育福祉常任委員会まちづくり検討会「『中学校給食』に対する意見書」に対する回答の修正」についてでございます。資料1をご覧ください。

伊勢原市議会教育福祉常任委員会まちづくり検討会議「『中学校給食』に対する意見書」に対する回答につきましては、去る7月17日付けで回答を行ったところでございます。その後、教育福祉常任委員会勉強会が開催され、そこで、回答を踏まえての質疑が行われました。その際、委員の皆様から、「提出された回答の内容では、教育委員会の給食に対する考え方方が読み取れない。」とのご指摘をいただきました。

そうしたことから、資料1のとおり、8月17日付けで、7月17日付けの回答の内容についての修正をお願いしたものでございます。基本的には大きな変更はございませんが、変更した主な部分についてご説明いたします。

まず、「1 食育、公平性の観点から、選択制ではなく、全員喫食を目指すこと」という御意見に対する回答についてですが、1段落目、「中学校給食につきましては、小学校給食と同様に生徒全員が給食を食べることが原則であると考えております。」ということで、あくまでも、中学校給食におきましても、全員喫食を原則とすると明記させていただきました。

それから、下から2段落目、食育につきましては、7月17日の回答では、具

体的な記載がありませんでしたが、修正を求められたため、この修正内容には加えております。「食育につきましては、給食を活用して食育を行う場合生徒全員が給食を食べる中で行うことが望ましいとは考えますが、献立表を教室に掲示するなどして、弁当を食べる生徒にも食材やその調理方法などについての知識を身につけさせることはできると考えております。」という内容を付け加えております。

それでは、次のページをご覧ください。御意見の2点目、「食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供すること」への回答内容の修正でございます。

1段落目をご覧いただきたいと思います。「食物アレルギーを有する生徒への対応につきましては、「文部科学省の『学校給食における食物アレルギー対応指針』等に基づいて、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供することを基本的な考え方として取り組みます。」と基本的な考え方を明記しております。7月17日の回答でも、これと同趣旨の記載はありましたが、本市が導入を予定しております民間事業者の既存施設を活用したデリバリー方式の給食では、アレルギー原因の食材を除去した除去食ですとか代替食の提供ができません。アレルギー対応が十分にできませんでしたということが強調されているという指摘がございましたので、原則的な考え方を明記させていただきました。

次に、3点目、「今後予想される、市内小学校給食室の老朽化も考慮した長期的視点を持つ中学校給食計画を示すこと」という御意見に対する回答内容でございます。こちらは、基本的には、7月17日付けの回答と同じでございますが、下から4行目ですが、本市が導入を予定しておりますデリバリー方式の給食につきましては、仮に小学校との関連で方式を変更することがありましても、柔軟な対応が可能な方式と考えておりますということを明記させていただいております。

以上が、修正した主な内容でございます。これにつきまして、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。よろしければ先へ進みます。

それでは、教育長報告の2点目、「夏季休業の延長等についての検討結果」について、御報告いたします。学校教育担当部長、お願ひいたします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】

それでは資料2をご覧ください。平成30年8月14日付で神奈川県教育委員会教育局中教育事務所長を通じて、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から、「学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等について」の依頼がございました。

伊勢原市では、この文書を待つことなく、文部科学大臣が8月7日に行った定例記者会見で、「今年の夏の異常とも言える猛暑を踏まえ、文部科学省としては、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、総授業数の確保に留意し、必要に応じて夏季休業日の延長、臨時休業日の設定、それに伴う冬季等の休業日の短縮、又は土曜日における授業の実施、夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等の延期又は中止などにつきましては、柔軟に対応するようお願いする。」と発言したとの報道を受け、臨時に小学校長会、中学校長会の会長、副会長及び教育委員会で、夏季休業の延長についての検討会を8月10日に開催して検討い

たしました。その結果、過去の調査からも9月の教室内温度は、7月よりも低くなると考えられることや、今年度は2学期の初日が、曜日配列の関係で、9月3日となること、そして、中学校の体育祭、小学校の運動会が9月の中下旬の実施となります。体育祭、運動会の当日の安全を確保するためには、児童生徒が暑さに慣れることが必要であることを勘案し、夏季休業日の延長や臨時休業日の設定は実施しないことといたしました。

ただし、9月に猛暑となることも考えられますので、午前の時間帯に外での活動等を実施することや、校庭への水まき、水分補給の時間の設定など、児童生徒の暑さ対策をしっかりと行っていくということを確認いたしました。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】

ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたらお願いいいたします。
よろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます。

教育長報告の3点目、「伊勢原市教育支援委員会委員の委嘱」についてでございます。学校教育担当部長よりお願ひします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】

資料3をご覧ください。神奈川県平塚児童相談所所長より、委員の変更について依頼がありましたので報告いたします。前任者に替わって、藤田啓子児童心理司に委員を委嘱いたしました。なお、規則の定めにより、任期は前任者の残任期間の平成32年3月31日までございます。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】

ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたらお願いいいたします。
よろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます。

4点目、「伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録の諮問」についてでございます。教育部長よりお願ひします。

○教育部長【谷龜博久】

資料4になります。伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録の諮問について御報告いたします。伊勢原市文化財保護条例第39条の規定に基づく文化財の指定・登録に係る伊勢原市文化財保護審議会への諮問について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第3号の規定により教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回諮問いたしました文化財は、指定文化財2件、登録文化財2件の合計4件でございます。

まず、指定文化財としたいものとして、1件目は、宗教法人宝城坊が所有する木造賓頭盧尊者坐像（もくぞうびんずるそんじやざぞう）を有形文化財（彫刻）として。2件目は、宗教法人雨降山石雲寺が所有する北条幻庵印判状（ほうじょうげんあんいんばんじょう）を有形文化財（古文書）として指定することについて。

次に、登録文化財としたいものとして、1件目は、大山小学校にあります青い目の人形を有形文化財として、2件目は、大山道の道標5基を有形民俗文化財として登録することについて、諮詢いたしました。

それぞれの文化財の詳細につきましては、次ページ以降にありますので、御確認願います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】

ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。
菅原委員。

○委員【菅原順子】

指定と登録の違いについて、説明をお願いします。

○教育長【鍛代英雄】

歴史文化担当課長。

○歴史文化担当課長【立花実】

伊勢原市文化財保護条例において、指定制度と登録制度を設けております。指定制度につきましては、所有者の承諾を得た上で、原状変更の手続きなど、それなりの制限をかけることになります。その代わり、修理などに多額の費用がかかる場合につきましては、市が補助をするという制度を設けております。

一方、登録制度につきましては、管理その他について制限が緩い代わりに補助制度はありません。文化財を後世に残していく意識付けを強くすることが登録制度の目的となります。登録文化財がその後、指定文化財に格上げされることも想定した制度でございます。

○教育長【鍛代英雄】

他にありますでしょうか。

○委員【永井武義】

この度、4件が指定・登録ということですが、その他の案はあったのかどうか。

また、今後指定を予定している文化財があるのかお聞きします。

○歴史文化担当課長【立花実】

文化財調査については、長期間に渡ることが多く、地道に調査を続けています。今回は、調査の成果が出たもの、さらに所有者の理解を得ることができた4件を諮詢しております。まだまだ候補は多数あります。第2期教育振興基本計画では、歴史・文化遺産の保護・活用と継承を図っていくと定めておりますので、今後も条件が整いましたら、順次、指定・登録を進めていきたいと考えております。

○教育長【鍛代英雄】

他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、その他でございます。委員の皆様から何かござりますか。よろしいですか。事務局から何かありますか。

無いようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いいたします。

○教育総務課長【古清水千多歌】

9月定例会につきましては、9月20日、木曜日、午前9時30分から、伊勢

原市立図書館 1 階会議室となりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長【鍛代英雄】

それでは、本日の教育委員会議は、これをもって閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

午前 9 時 52 分　閉会

----- ○ -----

＜配付資料＞

- 資料 1：伊勢原市教育福祉常任委員会まちづくり検討会議「『中学校給食』に対する意見書」に対する回答の修正について
- 資料 2：学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等について
- 資料 3：平成 30 年度伊勢原市教育支援委員会委員名簿
- 資料 4：伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について

平成 30 年 8 月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成 30 年 8 月 28 日（火）

午前 9 時 30 分から

場所：市役所 3 階 第 3 委員会室

開 会

議 事 日程第 1 前回・前々回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

その他

閉 会

平成30年 8月17日

伊勢原市議会教育福祉常任委員会
委員長 山田昌紀 殿伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代英雄

伊勢原市議会教育福祉常任委員会まちづくり検討会議「中学校給食」に対する意見書に対する回答の修正について（依頼）

平成30年6月8日付けで提出された意見書に対する平成30年7月17日付けの回答について、次のとおり修正させていただきたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

1 食育、公平性の観点から、選択制ではなく、全員喫食を目指すこと

中学校給食につきましては、小学校給食と同様に生徒全員が給食を食べることが原則であると考えております。

しかしながら、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式の給食では、アレルギーを起こす食材を除く除去食や代替食を提供することが難しいことや、家庭弁当に対する保護者の心情を尊重するために、給食を利用するか、家庭弁当にするかを選択できる「選択制」を採用することとしています。

平成17年に実施した昼食に関するアンケート調査の結果において「中学校での弁当」についての問に対して「良い」又は「どちらかといえば良い」と答えた小学生の保護者が19.4%、中学生の保護者が37.6%、「中学校の昼食がどのようになると良いと思うか」という問い合わせに対して「弁当を続けて欲しい」、「学校で宅配弁当が注文できると良い」又は「選択制給食になると良い」というように、小学校における給食と異なった方が良いと答えた小学生の保護者が26.9%、中学生の保護者が37.6%という状況であり、また、このたび実施した「中学校給食についてのアンケート」において、児童生徒の保護者の20%前後が「弁当をつくってあげたい」と答えています。

また、「中学校給食についてのアンケート」の結果、デリバリー方式の給食について異物混入や食中毒が起きることを懸念している保護者や児童生徒がいることが判明しました。

こうしたことから、中学校における昼食を現行の弁当から給食に変更するに当たり、給食を円滑に実施するためにも、当面は「選択制」を採用することが適当であると考えております。

なお、給食の喫食率につきましては、このたび実施したアンケートの結果からも当初は30%程度と考えておりますが、児童生徒の保護者の約55%が給食を「毎日注文したい」又は「週に2~3回注文したい」と答えており、「注文しない」と答えているのは、約8%であることなどから、試食会や試行等を通じて、栄養士が献立を作成する給食の安全性やおいしさを実感していただくことなどにより、早期に50%程度とし、その後100%（アレルギーに対応した給食を必要とする場合を除く。）を目指すことは十分可能であると考えておりますので、継続的に喫食率を高める取組を行うことにより、できるだけ早い時期に「選択制」から「給食を原則とする」ようにしたいと考えております。

食育につきましては、給食を活用して食育を行う場合生徒全員が給食を食べる中で行うことが望ましいとは考えますが、献立表を教室に掲示するなどして、弁当を食べる生徒にも食材やその調理方法などについての知識を身につけさせることはできると考えております。

公平性につきましては、「選択制」では全ての保護者に給食を選択する権利がありますので、中学校給食を実施するために公費（税金）を投入することについて、公平性は

確保できると考えております。

なお、民間事業者の既存施設を活用した加熱式のデリバリー方式の経費試算では、喫食率50%の場合の1食当たりの市負担額は約486円、喫食率100%の場合の1食当たりの市負担額は約330円です。

2 食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供すること

食物アレルギーを有する生徒への対応につきましては、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいて、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供することを基本的な考え方として取り組みます。

具体的には、献立表等でアレルギーに関する情報を可能な限り詳細に提供することにより、アレルギーの原因となる食材が使われていない場合や生徒自身がアレルギーの原因となる食材を除去できる場合は給食を食べることができるようにいたします。(このことは、現在の本市における自校方式の小学校給食においても同様です。)

アレルギーを起こす食材を除く除去食や代替食を提供することにつきましては、現在、他市町に中学校給食を提供している民間事業者の県内の調理施設には、基本的に通常の給食を調理するものとは別の調理設備がないと聞いておりますので(専用の調理施設を民間事業者に整備させ、当該整備経費を全額市が負担することとしている、鎌倉市の中学校給食用調理施設は除きます。)、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式では難しいと考えております。

なお、契約の相手方となる民間事業者を選定する際には、生徒たちに安全・安心な給食を提供できるよう、単なる価格競争入札方式ではなく、給食調理の実績などの資格基準を設けるとともに、衛生管理基準を遵守した事業提案を求め、総合的に優れた提案を行った事業者を契約相手として選定するプロポーザル方式を探りたいと考えておりますので、詳細な条件につきましては、先進市の事例を参考に今後検討してまいりますが、提案項目の中に食物アレルギーへの対応を入れることについても検討してまいりたいと考えております。

3 今後予想される、市内小学校給食室の老朽化も考慮した長期的視点を持つ中学校給食計画を示すこと

市内小学校では、現在、自校方式で給食を実施しております。

10校の給食室は、昭和40年代に建設した施設が1校、50年代に建設した施設が5校、昭和60年代が1校、平成に入って建設した施設が3校です。給食室の中には老朽化が進んでいるものもありますが、給食の安全性等を確保するため、必要な修繕等の実施に努めています。

小学校給食につきましては、現段階では、自校方式を引き続き実施することとし、平成32年度までに長寿命化計画を策定し、同計画に基づいて改修等を実施するなどして、現有施設をできるだけ長く活用することを基本的な考え方としております。

したがいまして、中学校給食につきましては、小学校給食とは別に、民間事業者の既存施設を活用した加熱式のデリバリー方式で給食を実施したいと考えております。

なお、給食室によっては、長寿命化計画策定のために実施する調査・点検等の結果、改修等のために多額の経費を必要としたり、改修等では必要な機能・性能を確保することが難しいと判断されることも考えられます。この場合は、給食の方式を含めた検討も必要になり、その中で中学校給食について改めて検討することも考えられますが、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式の給食は、施設整備等の当初経費が最も少ない方式でありますので、柔軟な対応が可能であると考えております。

いずれにいたしましても、今後作成する長寿命化計画の内容を踏まえた上で、適切に対応してまいります。

(担当は、教育部学校教育課)

平成30年8月14日

管内各市町教育委員会教育長様

神奈川県教育委員会教育局中教育事務所長
(公印省略)

学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課長を通じて、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼がありました。
については、貴所管の学校に周知くださるようお願いします。

問合せ先

指導課 府川

T E L 0463-22-2711 (内線4723)

F A X 0463-23-0599

E-mail fukawa/fw25@pref.kanagawa.lg.jp



平成 30 年 8 月 9 日

各教育事務所長 殿

子ども教育支援課長

学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保
に向けた対応等について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼が
ありました。

については、貴管内の市町村教育委員会をとおして、各学校に対し御周知ください。

問合せ先

教育指導グループ 高澤、本間

内線 8217

電子メール takasawa.sed@pref.kanagawa.jp





30初教課第9号
平成30年8月7日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属
学校事務主管課長 殿
附属学校を置く各公立大学法人附属
学校事務主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

望月



(印影印刷)

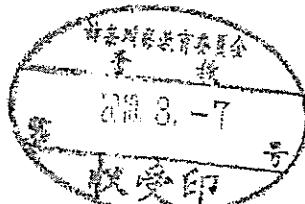
学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の
健康確保に向けた対応等について（依頼）

学校における熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）や「運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）」（平成30年7月20日付スポーツ庁次長通知）をはじめとした通知・事務連絡（以下「関連通知等」という。）により、その適切な対応を依頼してきたところです。今夏、広範な地域にわたって気温の高い日が続いています。この記録的な高温により、児童生徒等が熱中症で体調を崩す事案が各地で発生し、大変痛ましいことに、校外学習後に熱中症によって児童が命を落とすという事故も発生しております。

今後の見通しについて、7月25日に気象庁から発表された8月から10月までの向こう3か月の天候についての資料によれば、北日本、東日本及び西日本における気温は平年並みか高いとの見通しが示されており、全国の学校で授業が再開される9月以降の見通しについても予断が許されない状況となっています。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、別添の関連規定を踏まえ、下記を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、



都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、附属学校を置く各国立大学法人においては、所管の附属学校に対し、附属学校を置く各公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して周知するようお取り計らい願います。

記

1. 各学校及び各学校設置者におかれでは、空調設備の整備状況等も加味しつつ、気象状況に注意し、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討するようお願いします。また、各学校設置者におかれでは、設置する学校に対して必要な指導・支援をお願いします。

なお、夏季における休業日の延長等を行う場合には、放課後児童クラブ等における対応もあわせて必要であり、児童福祉担当部局等の関係部局と十分連携を図るようお願いします。

2. 夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等においても、当該日にかかる気象予報等の情報に注意し、延期又は中止等の柔軟な対応を検討するようお願いします。

3. 検討に当たっては、例えば、環境省の熱中症予防情報サイトにおいて公表されている暑さ指数をはじめとした、関連通知等において紹介した資料等も参考としていただき、学校及び地域の実態等を踏まえて判断するようお願いします。

・環境省「熱中症予防情報サイト」における「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」

http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

4. なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることを申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

電話: 03-5253-4111(内線 2565)

FAX: 03-6734-3734

関連規定

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用。

平成30年度 伊勢原市教育支援委員会委員名簿

	氏名	備考
1	いちかわ まさたか 市川 正孝	伊勢原市医師会会員
2	すぎやま ゆうじ 杉山 祐司	伊勢原市医師会会員
3	こんどう てつろう 近藤 哲朗	伊勢原市私立幼稚園協会代表
4	しいの かおり 椎野 かおり	中教育事務所指導課指導主事
5	ふじた けいこ (新)藤田 啓子	平塚児童相談所児童心理司
6	よねくら かずこ 米倉 和子	県立特別支援学校代表
7	たかぎ ひろみ 高木 ひろみ	県立特別支援学校代表
8	せきの えいこ 関野 栄子	小学校長会代表
9	おおたか としお 大高 敏夫	中学校長会代表
10	さいとう ひろふみ 斎藤 宏文	小学校教員代表
11	よこて なつみ 横手 奈津美	中学校教員代表
12	たなか くみこ 田中 久美子	伊勢原市保育協議会代表

伊教総第340号

平成30年8月9日

伊勢原市文化財保護審議会
会長 鈴木良明 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代英雄



伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について（諮問）

次のもの文化財を伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号）第8条及び第10条の規定に基づく指定・登録文化財とすることについて、同条例第39条の規定に基づき、伊勢原市文化財保護審議会に意見を求める。

1 伊勢原市指定文化財としているもの

- (1) 賓頭盧尊者坐像（びんずるそんじやざぞう）
所有者 宗教法人宝城坊 代表役員 内藤京介
有形文化財（彫刻）として指定
- (2) 北条幻庵印判状（ほうじょうげんあんいんばんじょう）
所有者 宗教法人雨降山石雲寺 代表役員 清水義仙
有形文化財（古文書）として指定

2 伊勢原市登録文化財としているもの

- (1) 青い目の人形（あおいめのにんぎょう）
所有者 大山小学校
有形文化財として登録
- (2) 大山道の道標（おおやまみちのどうひょう）
有形民俗文化財として5基を追加登録

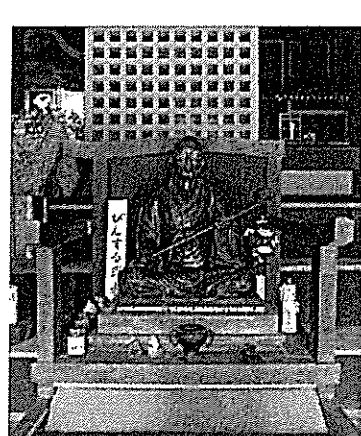
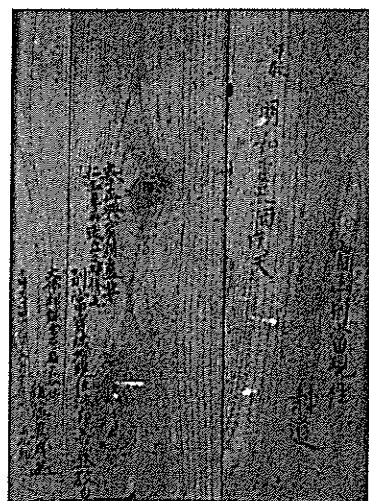
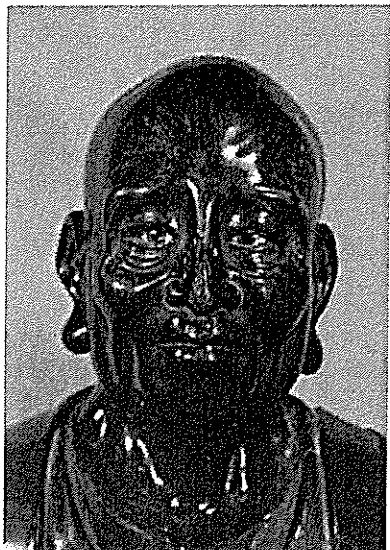
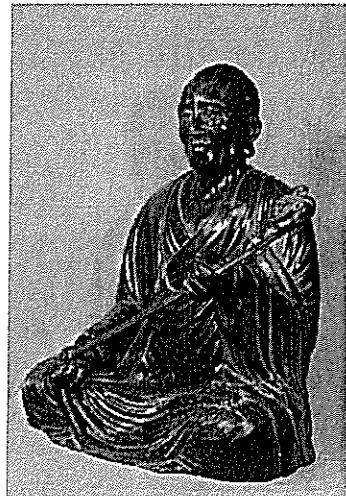
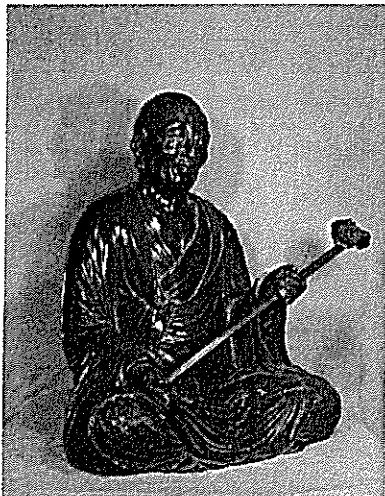
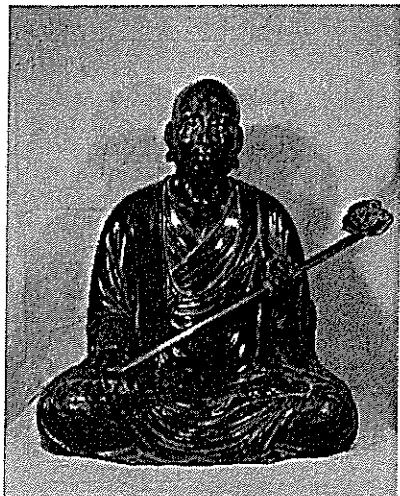
（事務担当は、教育委員会教育総務課文化財係）

伊勢原市指定文化財案件 1

名 称	木造賓頭盧尊者坐像（もくぞうびんずるそんじやざぞう）
種 別	有形文化財（彫刻）
所有者	宗教法人宝城坊 代表役員 内藤京介
所在地	神奈川県伊勢原市日向1644（本堂内外陣）
法 量	像高78.6cm（二尺六寸）
形 状	円頂。眉尻を長く垂らし、口を閉じる。法衣・覆肩衣・袈裟を着ける。法衣は右衽に打ち合わせ、筒袖。覆肩衣は背部から右肩に懸かり腕をおおう。袈裟は左肩をおおい、右腋下を通って正面にまわり、左胸で端を背部から紐で吊り左前脇に懸ける。両手を肘で曲げ、左は掌を内側に向けて五指をまるめ、右は膝上に載せて掌を仰ぎ、第一指を伸ばして他指を屈し、如意を執る。右脚を外にして結跏趺坐する。
構 造	木造。ヒノキ材。寄木造り。漆塗り。玉眼嵌入。 頭部と体部は別材。頭部は1材製。両耳前を通る線で前後に割矧ぎ、さらに後頭部をほぼ正中線で左右に割矧いで、内刳りする。体幹部はほぼ正中線で左右2材を矧ぐ。両肩以下の体側部は左方前後二材、右方一材のそれぞれ別材を矧ぎ、内刳りする。両脚部は横木1材製、内刳り。裳先別材矧ぎ付け。像内は素地。粗く丸刀目を残す。
伝 来	(1) 宝城坊に伝来し、本堂内外陣に安置する。 (2) 本尊木造薬師三尊像（国指定重要文化財）中尊薬師如来光背裏面の墨書に元文4年（1740）正月中旬から延享2年（1745）晚冬の間に再興した仏像を擧げる中に、「一、護摩堂不動開山行基賓津盧再興」とあり、この「賓津盧」が本像に当たると思われる。この時修理を受けたことになる。 (3) 台座上疊座の天板上面及び裏面の墨書によって、明和3年（1766）に修理され、台座を新造したことがわかる。仏師は鎌倉扇ヶ谷の後藤左近であった。 (4) 台座上疊天板裏面の墨書（前項墨書の左方）によって、天保4年（1833）に修理されたことがわかる。仏師は鎌倉扇ヶ谷の仏師後藤真慶であった。仁王門の木造金剛力士立像（伊勢原市指定有形文化財）の造立と同時である。
保存状態	玉眼、首柄部の挿入材、像内及び地付きの補材、各所の鎌、表面の布貼り赤漆塗り、持物如意（木製、漆箔）、以上後補。右手第三指半ばより先欠失。 台座上疊（高6.7cm。木製、彩色）、框（高5.4cm。木製、黒漆塗り）後補（明和3年の製作か）。
指定理由	本像は、昭和56年の調査では室町時代中頃（15世紀）の作とされたが（『伊勢原の仏像』平成12年、伊勢原市教育委員会刊行）、その後の調査研究の進展により、写実的でありながら一定の節度をもった面貌表現、体奥が薄く衣文の彫りも比較的浅い穏やかな作風などから、鎌倉時代初期、12世紀末ないし13世紀初め頃の製作と考えられるに至った（山本勉「日向薬師の賓頭盧尊者像」『特別展平成大修理記念日向薬師—秘仏鉛影本尊開帳—』所収、平成27年、神奈川県立金沢文庫）。日向山靈山寺の諸像の中では、木造薬師如来坐像、木造阿弥陀如来坐像、木造日光・月光菩薩立像、木造四天王立像（以上、国指定重要文化財）とほぼ同時期の製作ということになる。この期の一連の寺観整備のなかで造られたものと想像される。 眉尻を垂らす老相に表され両手で如意を執る本像の像容は、賓頭盧尊者または僧形文殊像として不自然ではないが、写実味が強調されている点からすると、特定の僧

	<p>の肖像であるとも考えられる。本尊薬師三尊像の光背銘にある「賓津盧」が本像とすれば、本像は18世紀前半にすでに賓頭盧尊者像として認識されていたことになるが、当初から賓頭盧尊者像として造立されたかは検討の余地がある。</p> <p>以上のとおり、本像は宝城坊の歴史の上でも重要な位置を占め、それにとどまらず神奈川県下に他例のない、鎌倉時代初期にさかのぼる肖像彫刻の優れた作例である。</p>
調査歴	<p>(1) 昭和56年 伊勢原市仏像等彫刻調査団（団長 清水眞澄） (2) 平成15年3月1日 清水眞澄（成城大学）・山本勉（東京国立博物館） (3) 平成27年3月26日 山本勉（清泉女子大学）</p>

写 真

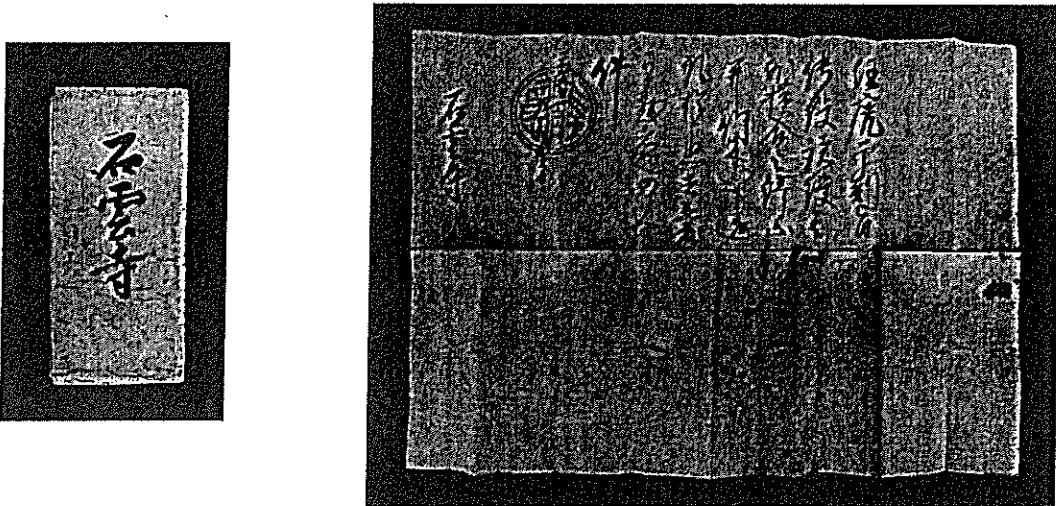


本堂外陣に安置された状況

台座上畠天板裏面墨書き

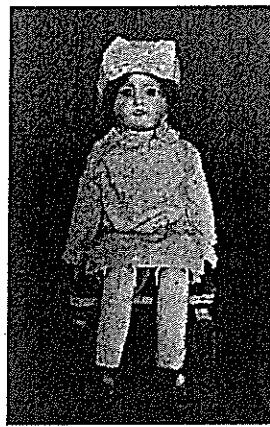
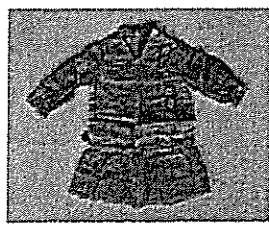
伊勢原市指定文化財案件 2

名 称	北条幻庵印判状 (ほうじょうげんあんいんばんじょう)
種 別	有形文化財 (古文書)
所有者	宗教法人雨降山石雲寺 代表役員 清水義仙
所在地	伊勢原市日向 1767 番地
法 量	縦 31.8cm×横 45.8cm
紙 質	楮紙
形 状	折紙
釈 文	任虎印判旨、「傳役諸役其」外横合令停止、「并竹木以下 違」乱於申懸者、急度」可申越者也、仍如」件、 天文十二 (1543年「靜意」の朱印) 九月廿四日 石雲寺
読み下し	虎の印判の旨に任せて、傳役・諸役其の外横合を停止 (ちょうじ) せしむ。ならびに 竹木以下の違乱申し懸くるに於いては、急度申し越すべきもの也。よって件 (くだん) の如し。
解 説	(1) 北条幻庵 (明応 2年～天正 17年 (1493～1589)) 伊勢宗瑞 (北条早雲) の四男で、若いときに出家して北条長綱 (ながつな)、幻庵 宗哲 (げんあんそうてつ) とも称した。北条氏の長老的存在で、初代である父、早 雲から5代氏直まで、小田原北条氏の全ての当主に仕えた。相模と武藏小机領の領 地を支配し、家臣では最大の所領を有した。 馬術や弓術に優れ、天文4年 (1535年) の甲斐山中合戦、天文5年 (1536年) 武 藏入間川合戦などでは、一軍を率いて合戦に参加した。一方、文化の知識も多彩で、 和歌・連歌・茶道・庭園などに通じた教養ある人物であった。竹製の縦笛である「一 節切り」や鞍鑑作りの名人としても知られ、北条氏の菩提寺である早雲寺の庭園を 造ったとされる。 小田原北条氏は、幻庵の死の翌年、豊臣秀吉により滅ぼされた。 (2) 石雲寺 日向山中、日向川の左岸に位置する。寺伝によると、奈良時代の養老2年 (718) に華厳妙瑞法師が壬申の乱で亡くなった大友皇子の冥福を祈って開創したとされ る。山号は大山寺と同じ雨降山である。境内には、大友皇子を祀るとされる南北朝 時代 (14世紀後半) に建てられた石塔五層塔 (市指定文化財) が伝えられている。 (3) 印判状 印判状は、花押 (書判) の代わりに印章 (印判) を押捺した文書のことをいう。 主に戦国時代以降の武家文書を指す。花押を用いる判物に代わり次第に流行し、印 肉に用いられる色により、朱印状・黒印状等と呼ばれる。特に恩賞授与・知行給付・ 安堵状・海外渡航許可等において発給された。今川氏を皮切りに小田原北条氏・武 田氏・上杉氏らに続き、更に織田氏・豊臣氏・徳川氏・大友氏・島津氏・里見氏へ と使用が広がった。印判状に用いられる印は、虎、馬、象、名前、佳字、寿言など 様々である。

指定理由	<p>天文 12 (1543) 年、小田原北条氏は領国の相模・武藏・伊豆国で検地（所領調査）を実施し、本文書はその流れの中で発給されたもので、北条幻庵が日向の石雲寺への傳役・諸役、その他の不法行為を禁止するとともに、寺域内へ立ち入り竹木などを伐採する違法行為を働く者がいたならば、必ず申し出るように命じた文書である。</p> <p>小田原北条氏の印判は、通称「虎の印判」といい、「祿壽應穩」の四文字を配した印を使用したが、本文書の場合は、北条家当主の氏康（幻庵の甥）の命を幻庵が奉じて発給したため、年・月・日付の字面に被るよう幻庵の私印である「靜意」の印文が押捺されている。幻庵の印判状は点数が少なく、しかも初期の印判状として貴重である。</p> <p>なお、石雲寺には手書きによるこの文書の写しが残されている。寺によれば、明治初年の神仏分離令により印判状の提出を求められた際の備えとして作製したものとされている。これも、当時の社会状況を物語る歴史資料である。縦 31.9cm×横 44.5cm。</p>
調査歴 文 献	<p>(1) 平成 3 年 3 月 30 日『伊勢原市史』古代・中世資料編 伊勢原市史編集委員会 (2) 平成 24 年 3 月 26 日 川島敏郎（伊勢原市文化財保護審議会委員）</p>
写 真	
写し	

伊勢原市登録文化財案件 1

名 称	青い目の人形（あおいめのにんぎょう）
種 別	有形文化財
所有者	大山小学校
所在地	伊勢原市大山 209 番地
法 量	高さ約 40 cm
特 徴	<p>(1) ビスク製（頭部・手が磁器製）。製造は日本のモリムラ・プラザーズ（ノリタケの前身）。</p> <p>(2) 寝かすと目が閉じる。</p> <p>(3) 他にオリジナルの下着、ワンピース、「大山校」と焼印された木箱が残存。</p>
解 説	<p>(1) 親善人形交流の歴史的背景</p> <p>大正 13 年（1924）、アメリカ議会で日本人移民の締め出しを狙った「新移民法（排日移民法）」が成立し、日米関係の閉塞的状況の打開策として企画されたのが親善人形交流である。中心を担ったのが米国人宣教師・同志社大学神学部教授のギューリックと日本の実業家の渋沢栄一である。</p> <p>帰国したギューリックは、教育運動の一環としての親善人形プロジェクトを案出したが、投げかけられた外務省・文部省は対応に苦慮し、以前から彼と深い関係をもつ民間人の渋沢に協力を頼った。渋沢はこれを快諾し、「日本国際児童親善会」を立ち上げて対応した。</p> <p>ギューリックの呼びかけで、アメリカの子どもたちは募金活動やバザー、演劇などを企画して日本への資金を調達し人形を購入した。それに洋服を着せ、名を付け、日本の子どもたちにメッセージを添えて、昭和 4 年（1929）に 12,739 体の人形が送られてきた。日本では、明治神宮外苑の日本青年館で歓迎式を行い、その後植民地を含む全国津々浦の幼稚園・小学校等に配布された。神奈川県には 166 体が配布され、そのうちの 1 体が大山小学校にも届けられた。</p> <p>親善人形交流は思いのほか反響を呼び、日米関係は好転の兆しをみせ、渋沢はアメリカへのクリスマスプレゼントとして 58 体の市松人形を作って返礼とした。</p> <p>しかし、日本の国際連盟脱退（1933 年）、ドイツ・イタリアとの三国防共協定の締結（1937 年）、太平洋戦争への突入（1941 年）といった歴史的展開のなかで、日米間の親善・友好のシンボルであった人形は「敵性人形」とされ、多くの人形が焼却、廃棄となった。</p> <p>(2) 発見にいたるまでの経緯</p> <p>戦後約 30 年を経過した昭和 48 年（1973）、群馬県利根東小学校で「青い目の人形」の存在が明らかとなり、このことが報道されると各地で「青い目の人形」の発見が相次ぎ、2007 年 3 月時点で、全国で 321 体にのぼる人形が確認された。神奈川県下では大山小学校のものも含めて、12 体が確認されている。</p> <p>大山小学校では、昭和 62 年（1987）に卒業生からの手紙により、「ルース・ジェーン」という名の「青い目の人形」が贈られてきたことがわかった。保管されていた古い人形について、横浜人形の家の学芸員により調査が実施され、さらに平成 17 年には当時の同窓会誌に記録が見つかり、この人形が「青い目の人形」であると確認された。</p>

	<p>(3) 横浜人形の家による調査結果</p> <p>①人形の大きさ（身長）は約 40 センチで、他の人形とほぼ同じ大きさである。一部に割れが見られるが、状態は概ね良好である。</p> <p>②「青い目の人形」の素材は通常はコンポジション製であるが、この人形はビスク製（頭部・手が磁器製）である。しかも、日本のモリムラ・ブラザーズ（現ノリタケの前身。人形の首下の部分にモリムラの刻印あり）の製造である。</p> <p>③この人形は大正 4 年～10 年（1915～21）までの 7 年間に限定して、外国向け、特にアメリカ・カナダ向けに作られた約 300 万体の 1 体である。ビスク製の「青い目の人形」は 3 体残存するが、そのうち 2 体はドイツ製で、日本製の「青い目の人形」は大山小学校のみである。</p> <p>④現在の衣装は新しいが、別にオリジナルの下着とワンピースが存在する。⑤「青い目の人形」は、通常、特製のパスポート、アメリカの子どもたちからのメッセージ、片道渡航切符を携行しているが、現時点では発見に至っていない。</p> <p>⑥人形は、「大山校」と焼印された木箱に収納されている。</p>
登録理由	<p>この人形は、昭和 4 年にアメリカの子どもたちが親善使節として日本へ送った 12,739 体のうちのひとつである。平成 19 年（2007）3 月時点で、全国で 321 体、神奈川県下では 12 体が確認されている。</p> <p>大山小学校へ送られた「青い目の人形」は、大正 4 ～ 10 年（1915 ～ 21）に主としてアメリカ・カナダ向けに作られた日本のモリムラ・ブラザーズ製（ノリタケの前身）である。現存する「青い目の人形」のうち、日本製のビスクドールは大山小学校のみであり、歴史的・文化的価値が高い。</p>
調査歴 文 献	<p>(1) 平成 13 年 横浜人形の家 (2) 平成 27 年 3 月『伊勢原市史』通史編 近現代 (3) 平成 28 年 1 月 川島敏郎『相州大山信仰の底流』山川出版社</p>
写 真	
    	

伊勢原市登録文化財案件 2

名 称	大山道の道標 (おおやまみちのどうひょう)
種 別	有形民俗文化財
解 説	<p>大山へ向かう街道は、通称「大山道」と呼ばれ、関東各地から大山へ向かう参拝者が通った道である。その大山道には、街道沿いや辻に、参拝者を案内する道標が建てられた。大山詣りの道中や街道の様子を描いた江戸時代の浮世絵にも「大山みち」と彫り込まれた道標を見ることができる。</p> <p>造立年代が確認できる市内に残された最古の道標は、江戸時代の寛文6年（1666）である。最も集中する時期は江戸時代の中期、18世紀の中頃で、大山詣りが盛んとされる時期とも一致する。その後は江戸時代を通じて建てられ続け、数を減らしながらも明治時代にまで引き継がれている。道端に新設された道標としては大正7年（1918）が最後となる。徒歩で大山へと向かうことが減ってきた結果と考えられる。</p> <p>大山道の道標にはさまざまな石塔と一体となっているものが認められるが、そのなかでも庚申塔との結びつきが最も強い。また、大山詣りとの深い結びつきを感じさせる上部に不動明王を載せる道標もあり、中には不動像と搭身部が一体で掘り出されているものもある。</p>
現 況	<p>市内の大山道標は、平成24年の調査により、過去の記録を含めて113基が把握された。その際に現物を確認できたものが102基であった。道路の拡幅や造成工事等により移設されているものもあるが、市域全体を見ると、概ね主要な大山道に添って分布していることがわかる。</p> <p>道標の多くが日向石で造られていることから、建てられてから250年以上を経過し、風化が進んで表面が剥離しているものも多い。</p> <p>道標は、参拝者の安全のため、人々の寄進により建てられたものであり、もともと明確な所有者が特定されない。現在は社寺の境内に建つ道標も、その多くは道端から移設されたものである。それらは移設先の社寺等が管理している場合が多いが、道端に建つ道標は、地元の自治会や世話役の方が見守っている状況にある。</p>
登録理由	市内に残された道標の造立は、江戸時代前期を最古とし、中期以降に最も集中する。大山詣りの盛んな時期とも一致し、不動明王像を載せた姿などからも、大山詣りとの強いつながりが認められる。移設されたものもあるが、全体としては、主要な大山道に沿って分布しており、大山詣りを現在に伝える重要な資料である。

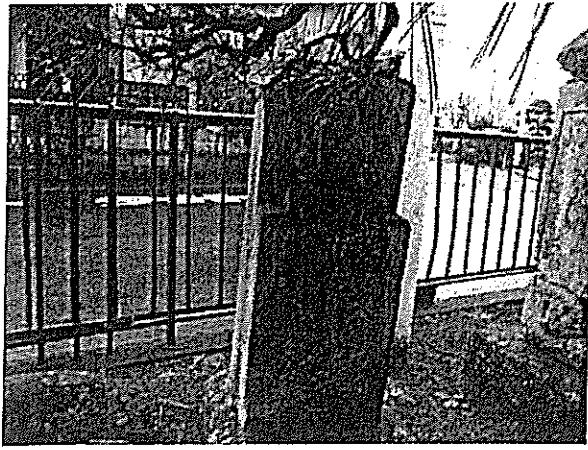
個別案件

No.	所在地	造立年代	銘文表記	種類
1	小糸葉 2288-1 (八幡神社)	天保4(1833)年	大山道 あつぎ道 いいやま道	庚申塔
2	小糸葉 2467 (新屋公民館)	明治14(1881)年	大山・飛らつか道 あつぎ道	
3	東大竹 1198 (光明院)	文久2(1862)年	大山道 阿つき道	二十三夜塔
4	神戸 518 (木下神社)		大山道 市場の道	
5	三ノ宮 1273 (能満寺)	元文4(1739)年	大山道 金目道	庚申塔

伊勢原市登録文化財案件 2-(1)

所在地	伊勢原市小稻葉 2288-1 (八幡神社)																																											
法量	総高 : 72.5 cm 塔身部 : 高さ 53 cm × 幅 22.7 cm × 奥行き 22.7 cm 台部 : 高さ 19.5 cm × 幅 46.5 cm × 奥行き 41.5 cm																																											
形状	角柱山形																																											
石材	日向石																																											
標示	大山道 あつぎ道 いいやま道																																											
年代	天保 4 (1833) 年																																											
状態	庚申塔 左側面の銘文の一部は削られている																																											
銘文	(左)	(正面)	(右)	(裏)																																								
		<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>庚</td><td>此</td><td>天</td><td>此</td></tr> <tr><td>申</td><td>方</td><td>保</td><td>方</td></tr> <tr><td>塔</td><td>四</td><td></td><td>い</td></tr> <tr><td></td><td>あ</td><td>巳</td><td>い</td></tr> <tr><td></td><td>つ</td><td>十</td><td>や</td></tr> <tr><td>此</td><td>ぎ</td><td>一</td><td>ま</td></tr> <tr><td>方</td><td>道</td><td>月</td><td>道</td></tr> <tr><td>大</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>山</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	庚	此	天	此	申	方	保	方	塔	四		い		あ	巳	い		つ	十	や	此	ぎ	一	ま	方	道	月	道	大				山				道					
庚	此	天	此																																									
申	方	保	方																																									
塔	四		い																																									
	あ	巳	い																																									
	つ	十	や																																									
此	ぎ	一	ま																																									
方	道	月	道																																									
大																																												
山																																												
道																																												
調査歴 文、献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』記載No.43 『伊勢原市文化財調査報告書第 13 集伊勢原の庚申塔』記載No.119 『伊勢原の金石文 第 1 集』記載 P286 庚申塔道標 小稻葉神社																																											
写真	 																																											
	正面全景		左側面文字部分																																									

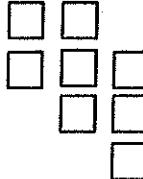
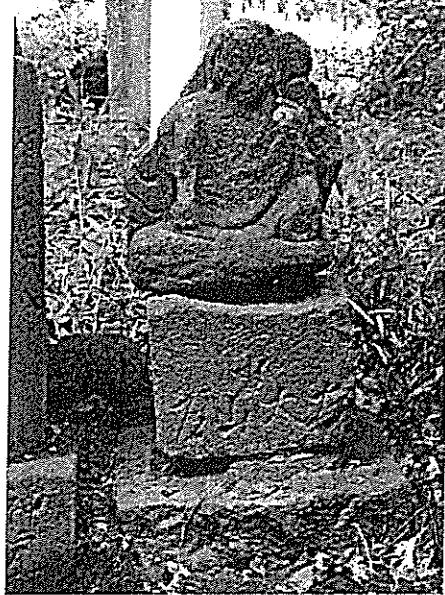
伊勢原市登録文化財案件 2-(2)

所在地	伊勢原市小糸葉 2467 (新屋公民館)			
法量	総高 : 89.5 cm 像高 : 23.5 cm			
形状	角柱			
石材	日向石			
標示	大山・飛らつか道 あつぎ道			
年代	明治 14 (1881) 年			
状態	道標 上部に不動明王坐像が浮彫されている			
銘文	(左)	(正面)	(右)	(裏)
	志右 願あ 主つ き道	左右 飛大 ら山 つか 道	明治 十 町内 安 全	十四年 二月 日
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書伊勢原市内の 大山道と道標』記載No.44			
写真	 			
	正面全景		正面文字部分	

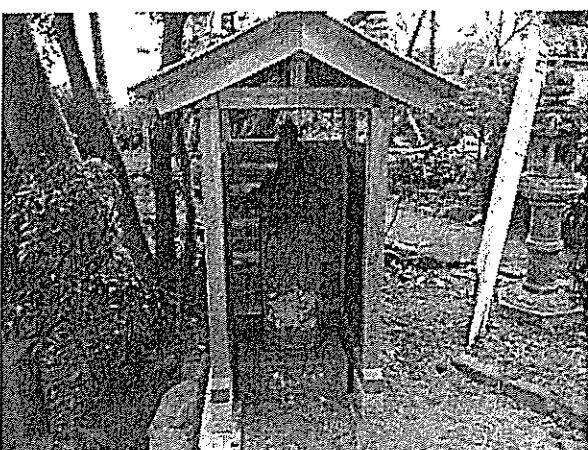
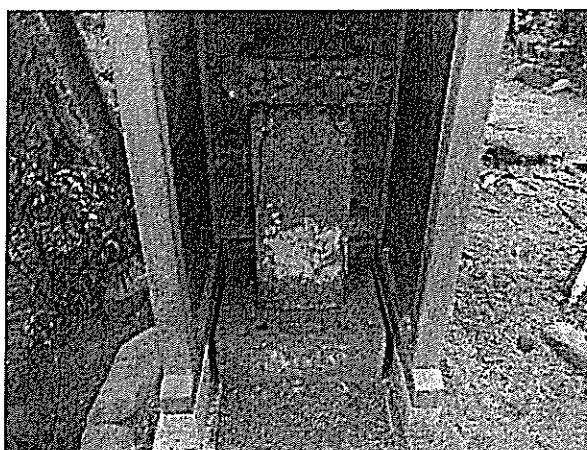
伊勢原市登録文化財案件 2-(3)

所在地	伊勢原市東大竹 1198 (光明院)																								
法量	塔身部：高さ 64.5 cm × 幅 30.6 cm × 奥行き 15 cm																								
形状	角柱																								
石材	日向石																								
標示	大山道 阿つき道																								
年代	文久 2 (1862) 年																								
状態	二十三夜塔 正面に勢至菩薩坐像が浮彫されている																								
銘文	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>(左)</th> <th>(正面)</th> <th>(右)</th> <th>(裏)</th> </tr> <tr> <td>西</td> <td></td> <td>東</td> <td>文久二戌十二月吉日立</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>勢至大菩薩</td> <td>阿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山</td> <td></td> <td>つ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道</td> <td></td> <td>き</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>道</td> <td></td> </tr> </table>	(左)	(正面)	(右)	(裏)	西		東	文久二戌十二月吉日立	大	勢至大菩薩	阿		山		つ		道		き				道	
(左)	(正面)	(右)	(裏)																						
西		東	文久二戌十二月吉日立																						
大	勢至大菩薩	阿																							
山		つ																							
道		き																							
		道																							
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の 大山道と道標』記載No.58																								
写真	 																								
	<p>正面全景</p> <p>左側面文字部分</p>																								

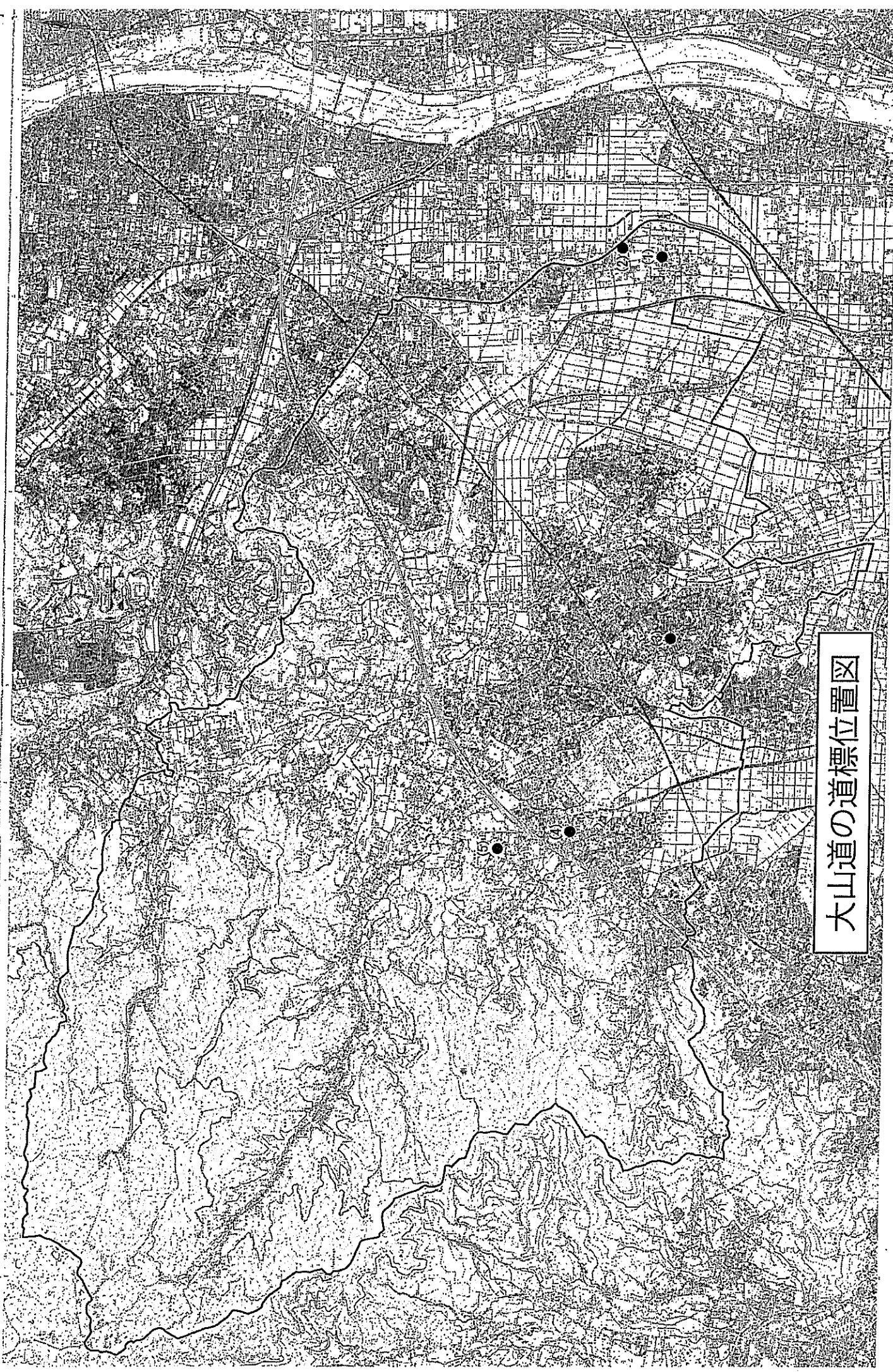
伊勢原市登録文化財案件 2-(4)

所在地	伊勢原市神戸 518 (木下神社)			
法量	像 高 : 37 cm × 膝張り 29 cm 台部 : 高さ 20 cm × 幅 27.5 cm × 奥行き 22 cm			
形状				
石材	日向石			
標示	大山道  市場の道			
年代				
状態	道標 不動明王坐像をのせる 台座の上部を欠損している			
銘文	<p style="text-align: center;">(左) (正面) (右) (裏)</p> <p>上部欠損</p>  <p>講 (square) 中 (square) 道 (square) 山 (square) 大 (square)</p> <p>上部欠損</p> 			
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』記載No.74			
写真	 			
	全景及び文字部分		正面全景	

伊勢原市登録文化財案件 2-(5)

所在地	伊勢原市三ノ宮 1273 (能満寺)			
法量	総高：141.5 cm 像高：38 cm 塔身部：高さ 73 cm × 幅 30 cm × 奥行き 28 cm			
形状				
石材	日向石			
標示	大山道 金目道			
年代	元文4(1739)年			
状態	庚申塔 上部に不動明王坐像をのせる			
銘文	(左)	(正面)	(右)	(裏)
		庚 右 相 大 申 州 山 目 三 道 道 供 之 大 宮 養	十 元 一 文 月 四 吉 己 日 未 歲	
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の 大山道と道標』記載No.75 『伊勢原市文化財調査報告書第13集 伊勢原の庚申塔』記載No.63 『伊勢原の金石文 第1集』記載P131-132 庚申塔			
写真	 			
	正面全景		塔身・台座部分	

伊勢原市全図



大山道の道標位置図